第１章　江戸川区の「発達障害支援」の流れ

１　発達障害をめぐる状況

発達障害は、他の障害と比べて外から見えにくく、支援が届きにくいと言われています。しかし、平成 17 年４月の発達障害者支援法施行以降、発達障害者に対する支援は着実に進展し、社会における理解も広がってきました。その後、施行から 10 年以上が経過し、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援など、よりきめ細かな支援の充実を図るため、平成 28 年８月には発達障害者支援法が改正されました。本区では、平成 24 年７月に発達障害者（児）のライフステージに応じた支援の方向性を示す「『発達障害』に関する支援方針」を策定し、支援の充実を図ってきました。さらに、継続した支援、関係機関との緊密な連携強化、発達障害に関する普及啓発事業の推進を目的に、平成 26 年７月には発達障害相談センターを開設しました。

その後、相談事業と療育を一体的に行うとともに、乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援を行うことができるよう、令和２年４月に発達障害相談センター機能と児童発達支援センター機能を兼ね備えた発達相談・支援センターを開設しました。地域の中核的な発達支援拠点の拡充も進められ、令和４年４月には江戸川区篠崎児童発達支援センター、令和６年４月には葛西児童発達支援センター、そして令和８年４月には江戸川区小岩児童発達支援センターが開設されました。令和８年度においても、これらの拠点を中心に、地域全体で発達障害のある方への継続的かつ総合的な支援体制の強化を図っていきます。

2　発達障害支援の流れ

早期発見 → 相　談 → 支　援

乳幼児期

【健康サポートセンターの健診事業】
- ○1 歳 6 か月児歯科健康診査時
 「発達に関する質問票（日本語版 M-CHAT 短縮版８項目）」
- ○3 歳児健康診査
- ○5 歳児健康診査
 「保護者によるアンケート（ＳＤＱ）回答、医師による診察、心理士等による集団観察」

幼稚園・保育園

【気になる子の発見・支援のための事業】
- ○乳幼児施設等巡回支援事業
 （区・私立保育園・私立幼稚園
 小規模保育所・認証保育所等）
- ○専門家チーム派遣（区立幼稚園）
- ○スクールソーシャルワーカー派遣
 （区立幼稚園）
- ○保育園発達支援コーディネーター配置
 （区・私立保育園）

小学校・中学校

【各学校の対応】
- ○特別支援教育コーディネーター(全校配置)
- ○スクールカウンセラー派遣(全校配置)
- ○校内委員会の実施

【学務課相談係】
- ○就学相談
- ○専門家チーム派遣
 （区立小・中学校）

【教育相談センター】
- ○教育相談室の開設
 （グリーンパレス教育相談室、西葛西教育相談室、南篠崎教育相談室）
- ○スクールソーシャルワーカー派遣（全校巡回）

青年期以降

【健康サポートセンター】
- ○保健師等の専門職による相談

【障害者就労支援センター】
- ○就労相談・支援

【地域活動支援センターⅠ型】
- ○相談
- ○就労支援（センターえどがわ、センターかさい、センターこまつがわ、センターさんかく、センターこいわにて、精神障害者就労支援事業を実施）

【発達障害相談センターの相談】（江戸川区発達相談・支援センター内）

【児童相談所はあとポート】　子どもに関するあらゆる相談

【民間事業所】児童発達支援

【児童発達支援センター】
- ◆江戸川区発達相談・支援センター内
 児童発達支援センター
 1 歳６か月児～就学前
 ○障害児相談支援
 ○個別療育
 ○集団療育
 ○保育所等訪問支援
- ◆江戸川区篠崎児童発達支援センター
- ◆江戸川区葛西児童発達支援センター
- ◆江戸川区小岩児童発達支援センター
 1 歳６か月児～就学前
 ○障害児相談支援
 ○児童発達支援
 （個別療育、集団療育）
 ○保育所等訪問支援

【区立事業所：育成室】
1 歳６か月児～就学前
- ○個別療育
- ○集団療育

【民間事業所】放課後等デイサービス
- ○エンカレッジルームの設置
- ○全小学校(65 校)
 全中学校(32 校)
 特別支援教室での巡回指導